

鶴岡市学校給食センターPFI 導入可能性調査業務委託
公募型プロポーザル受託候補者選定委員会設置要領

(目的)

第1条 この要領は、鶴岡市学校給食センターPFI 導入可能性調査業務委託の実施にあたり、受託候補者の選定のために設置する公募型プロポーザル受託候補者選定委員会(以下「委員会」という。)に 関して必要な事項を定める。

(所管事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審査し、受託候補者を選定する。

- (1) 企画提案書及びプレゼンテーションの審査に関すること。
- (2) その他必要な事項

(委員)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

- 2 委員の任期は、受託候補者の選定までとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、教育部長をもって充て、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席によって成立する。

(意見の聴取)

第6条 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、教育委員会鶴岡市学校給食センターに置く。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則 この要領は、令和6年 月 日から施行する。

別表

役職名	所属	職名
委員長	教育委員会	教育部長
委員	教育委員会管理課	管理課長
委員	教育委員会鶴岡市学校給食センター	所長
委員	総務部公共施設再編調整室	公共施設再編調整室長
委員	企画部食文化創造都市推進課	食文化創造都市推進課長
委員	建設部都市計画課	都市計画課長